

## 関東ブロック民俗芸能大会出演団体補助金交付要綱

### (総則)

第1条 関東ブロック民俗芸能大会出演団体補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、関東ブロック民俗芸能大会に出演する民俗芸能団体を支援することで、群馬県内に伝承されている民俗芸能の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象団体事業者)

第3条 補助対象団体事業者（以下「補助事業者」という。）は、群馬県知事（以下「知事」という。）の推薦により、関東ブロック民俗芸能大会に出演する団体とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるところとする。

2 補助対象経費は、1千円未満を切り捨てるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は別表に掲げるところにより、予算の範囲内において知事が決定する。

2 補助金の交付決定額及び変更交付決定額並びに確定額は、1千円未満を切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（別記様式第1号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会（文化財保護に係る事務を条例により地方公共団体の長が行う場合は市町村長。以下同じ。）を経由して知事宛て提出しなければならない。

### (交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、規則第5条の規定によりこれを審査し交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会を経由して補助事業者に送付するものとする。

### (補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助対象経費又は補助事業の内容若しくは経費の配分に変更があった場合には、計画変更承認申請書（別記様式第3号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会を経由して知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用の場合、又は補助事業の目的及び

仕様に及ぼす影響が軽微であるとして知事が認める場合は除く。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合には、これを審査し適当と認められたときは変更交付決定又は承認を行い、変更交付決定通知書（別記様式第4号）又は計画変更承認通知書（別記様式第5号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会を經由して補助事業者に送付するものとする。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止するときは、知事に申請し承認を受けなければならない。
- 5 第3項の補助事業が予定の期間内に完了しない場合には、やむを得ない事由により交付決定を受けた当該年度末までに完了しない場合を含む。

#### （事業の着手）

第9条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、補助事業の効果的な実施を図るうえで緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合には、補助事業金の交付を受けようとする者は事前着手届（別紙様式第6号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会を經由して知事に提出しなければならない。

#### （実績報告）

第10条 規則第11条の規定による実績報告書（別紙様式第7号）は、大会が完了した日から30日を経過した日、又は大会が完了した日の属する年度が終了した日から10日を経過した日のいずれか早い日までに、市町村教育委員会を經由して知事宛て提出しなければならない。

#### （額の確定）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定若しくは変更交付決定若しくは変更承認の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者が所在する市町村教育委員会を經由して補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第12条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、補助事業者に対し、概算払いをすることができる。
- 3 前項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、知事と協議のうえ、概算払請求書（別記様式第9号）を補助事業者が所在する市町村教育委員会を經由して知事に提出するものとする。
- 4 前条による補助金の額の確定時において、すでに確定額を超えて補助金の交付を受け

ているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

- 5 補助事業がやむを得ない事由により当該年度末までに完了しない場合、知事は予算に定めるところにより、翌年度に繰越して補助金を交付することができるものとする。

(交付決定の取消)

第 13 条 知事は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第 6 条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が条例、規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づき知事の定め、処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反した場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第 15 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営をはからなければならない。

(調査)

第 16 条 知事は、必要があるときは、補助事業者に対して補助事業について報告をさせ、又は必要な調査をすることができる。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年度分の補助金から適用する。

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日

一部改正 令和5年4月1日

(別表)

補助の対象	<p>大会に出演するために要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊料</li><li>・ バス借り上げ代     (高速道路通行料金・保険料等を含む)</li><li>・ 食事代 (大会当日に係る早朝・深夜の食事代)</li><li>・ 出演に係る衣装及び小道具等の整備にかかる経費     (消耗品購入費・クリーニング代等)</li><li>・ その他必要と認められる経費     (人件費等の経常的な運営費及び懇親会等の経費を除く)</li></ul>
-------	--